

【20号様式】各欄の記載のポイント

※租税特別措置法上の中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものとされています。

※中小企業者とは、次に掲げる法人をいいます。

(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が、1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます。

(2) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が、1,000人以下の法人

＊詳しくは所管の税務署へお問い合わせください。

欄	記載のしかた
期末現在の資本金の額 及び資本準備金の額の 合算額	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。 法人市民税の均等割の税率区分を判定する際は、「当該合算額」と下記の「期末現在の資本金等の額」を比較し、大きい方を基準とします。 なお、法人税割の税率区分を判定する際は、「期末現在の資本金等の額」を基準とし、均等割の場合のような大小比較は行いません。
期末現在の資本金等の額	法人税法第2条第16号に規定する期末現在の資本金等の額を記載します。ただし、無償増資・減資等による欠損てん補などを行った場合は、法人税明細書別表5（1）の36④の欄又は同別表5の2（1）付表1の30④の欄の金額から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに無償増資の額を加算した額となります。（地方税法第292条第1項第4号の2）
① 欄上段（ ）内 使途秘匿金税額等	使途秘匿金の支出の額の40％相当額（法人税申告書別表1の「法人税額計」の欄の金額の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（法人税明細書別表6（2）付表6の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。
① 欄下段 法人税法の規定によって計算した法人税額	法人税申告書別表1（1）の「法人税額計」の欄の金額を記載します。 この欄に外書の金額がある場合は、当該金額を加算した合計金額を記載します。（法人税明細書別表6（2）付表6の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。） 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限る。）、連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限る。）、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
② 欄 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	次の場合、法人税明細書別表の該当欄の金額を記載します。 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限る。）、連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限る。）、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 ・租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額）の規定に係る金額 … 法人税の明細書（別表6（9））の23の欄の金額 ・同法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 … 記載不要 ・同法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除く。） … 法人税の明細書（別表6（12））の11の欄の金額 ・同法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除く。） … 法人税の明細書（別表6（14））の14又は28の各欄の金額 ・同法42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 … 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額 ・同法42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 … 法人税の明細書（別表6（18））の25の欄の金額

	・同法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額（中小企業者等を除く。） … 法人税の明細書（別表6（19））の20の欄の金額 ・同法42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額（中小企業者等を除く。） … 法人税の明細書（別表6（20））の18の欄の金額 ・同法42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額（中小企業者等を除く。） … 法人税の明細書（別表6（21））の30の欄の金額 ・同法42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 … 法人税の明細書（別表6（22））の10の欄の金額 ・同法42条の12の5第1項又は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額（中小企業者等を除く。） … 法人税の明細書（別表6（24））の45の欄の金額 ※同法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 ・所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和7年旧措置法」という。）第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額（中小企業者等を除く。） … 法人税の明細書（別表6（25））の20の欄の金額 ・同法第42条の12の6第2項（生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和7年旧措置法第42条の12の7第4項若しくは第5項（情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額(中小企業者を除く。) … 法人税の明細書（別表6（26））の41の欄の金額 ・同法第42条の12の6第3項又は第6項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定にかかる金額 … 法人税の明細書（別表6（27））の34の欄の金額
③欄 還付法人税額等の控除額	法人税で欠損金の繰戻還付を受けた場合に、第20号様式別表2の5を添付し、同別表の④の合計欄の金額を記載します。限度額は①+②-「①の（ ）内」の額です。 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限る。）、連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限る。）、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
④欄 退職年金等積立金に係る法人税額	第20号の2様式の申告書を提出する法人のみが法人税申告書別表21の12の欄の金額を記載します。通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限る。）、連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限る。）、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
⑤課税標準欄 課税標準となる法人税額及びその法人税割額	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）、以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 …①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）、以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 …第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。） … 第20号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） …第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
⑥課税標準欄 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額	分割法人(2以上の市町村に事務所等を有する法人等のこと。事業年度途中で事務所等を市町村間で移転した法人等も含まれます。)のみが、⑤÷⑳×㉔の額を記載します。 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
⑤、⑥税額欄	分割法人の場合は⑥に、その他の法人の場合は⑤に1円未満を切り捨てた額を記載します。

⑦欄市町村民税の特定寄附金税額控除額	第20号の別表5様式の⑨の欄の金額を記載します。 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。								
⑧税額控除超過額相当額の加算額	第20号の4様式別表7の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑩の欄の当該市町村分の金額）を記載します。 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。								
⑨欄 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	第20号の3の2様式の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑫の欄の当該市町村分の金額）を記載します。 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。								
⑩欄 外国の法人税等の額の控除額	市民税で外国税額控除の適用がある場合に、第20号の4様式及び同別表1を（所定の場合は同別表2も）添付し、同様式の⑮の欄（分割法人の場合は⑳の欄のうち京都市分）の金額を記載します。限度額は、⑤又は⑥の税額欄の金額です。 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。								
⑪欄 仮装経理に基づく法人税割額の控除額	仮装経理に関する減額更正を京都市が行った場合に、「(⑤又は⑥)－⑦＋⑧－⑨－⑩の金額」と「当該更正に伴う法人税割額」のいずれか少ない金額を記載します。 （地方税法第321条の8第53項）								
⑫欄 差引法人税割額	⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪又は⑥－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪の額を記載します。 この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載します。								
⑭欄 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	租税条約相手国による移転価格税制の適用（増額更正にあたる処分）に対する日本側の対応的調整としての、租税条約の実施に係る減額更正を京都市が行った場合に、「⑫－⑬の金額（マイナス額の場合はゼロ）」と「当該更正に伴う法人税割額」のいずれか少ない金額を記載します。 （地方税法第321条の8第50項）								
⑰欄	申告書の左側下段の「指定都市に申告する場合の⑰の計算」欄の均等割額の合計金額又は第20号様式別表4の3における計の欄の金額を記載します。								
⑳欄 この申告により納付すべき市町村民税額	⑮＋⑰の金額を記載します。 <table><tr><td>⑮</td><td>△200,000</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td>⑰</td><td>25,000</td></tr><tr><td>㉑</td><td>25,000</td></tr></table> ただし、⑮又は⑰の欄がマイナス額となる場合は、右表のようにそのマイナス額をゼロとみなして⑮＋⑰の計算をします。	⑮	△200,000	⋮	⋮	⑰	25,000	㉑	25,000
⑮	△200,000								
⋮	⋮								
⑰	25,000								
㉑	25,000								
㉓、㉔欄	分割法人の場合、課税標準の分割基準となる従業者数を記載します。 <u>本店所在地が本市内にある場合は、第22号の2様式(分割明細書)も必ず添付します。</u>								
翌期の中間申告の要否	「法人税額（別表1の「法人税額計」の欄の上段の外書と土地譲渡税額及び税額控除超過相当額の加算額の合計額を控除）÷当該事業年度の月数（端数日数切上げ）×6」（100円未満切捨て）の額が10万円超の普通法人は「要」、それ以外は「否」に丸印をつけます。 ※翌事業年度において通算子法人に該当し、当該法人の翌事業年度開始日から、その開始日の属する通算親法人（協同組合等も含みます。）の事業年度開始日以後6月を経過した日の前日までの期間が6以外の場合は、6を該当月数に読み替えて計算します。（地方税法第321条の8第1項、第2項）								
法人税の申告期限の延長の処分の有無	法人税法第75条の2第1項により、法人税の確定申告の提出期限の延長が認められた法人は「有」、それ以外は「無」に丸印をつけます。								